

福井原発訴訟(滋賀)を支える会ニュース

2022年9月12日 No.49 連絡先 吉原稔法律事務所 Tel 077-510-5262 FAX 077-510-5263
E-mail nql30048@nifty.com ホームページ <http://www.nonukesshiga.jp/>

内 容

9月1日 本訴第34回口頭弁論で福島からの避難者 菅野みずえさんが証言	1
【進行協議の内容】	2
【提出書面概要と法廷での陳述】	2
【菅野みずえさんの証言概要】	3
【記者会見・報告集会での質疑応答など】	5
スケジュール的な見通しと最終盤にあたっての弁護団の意気込み	8
今後の大津地裁での原発裁判の予定	8

9月1日 第34回口頭弁論で福島からの避難者 菅野みずえさんが証言

「私のような苦しみを滋賀の人々に負わせないで！」

次回9月の証人は平尾米原市長「実効ある避難計画策定の困難性について」

残り3人の証人について12月以降順次尋問 判決は再来年中か

9月1日、福井の関電原発7基の運転差し止めを求めた本訴(2013年12月24日、57人の原告が提訴)第34回口頭弁論が大津地裁で行われました。

午後1時15分から原告の代表も参加した進行協議が行われた後、2時半から裁判、午後5時から記者会見・報告集会を行いました。

法廷では原告側準備書面(89)、(90)について井戸弁護団長が口頭説明を行いました。関電側は、地盤問題での原告準備書面(86)に反論した準備書面(67)を提出しました。

この後、この裁判で最初の証人となった菅野みずえさんへの尋問が行われました。尋問は、原告側の主尋問約60分のあと、被告の反対尋問、主尋問の補足、裁判所からの質問という順に行われました。

菅野さんは、事故発生直後に事故や避難の情報などが伝わらず、被曝を余儀なくされたこと、避難先の郡山でスクリーニング¹⁾を受けたとき、測定上限10万cpm²⁾の計測器の針が振り切れた

1)スクリーニングは、被曝の程度を測定してその結果に応じた対策の分類を行うことを目的に実施されるが、「髪を洗え」と言われただけで適切な対応がなされていない。それどころか、スクリーニングにおける測定データが廃棄されているなどの驚くべき実態の証言もあった。

2)放射線測定機に1分間に入ってきた放射線の数「cpm」(カウント・パー・ミニット)。人体への影響の大小は考慮していない。

こと、自らの甲状腺がんについて、除染の実態と浪江町への帰還について、事故で失ったものなどについて証言したあと、自分が経験した苦しみを福井や滋賀の人々に味あわせないための裁判所の役割を期待したいと訴えました。

次回以降の日程などについて次のとおり確認されました。

12月1日(木) 13:15 から進行協議、14:30 から裁判、原告側証人の平尾米原市長の尋問。提出予定準備書面は、原告:火山問題での被告準備書面(66)への反論。被告:原告側の地盤問題での準備書面(85)、(88)に対する反論、本日の原告(90)についてもできれば準備。(87)に対する反論も検討しているが間に合わないかもしれない。

3月9日(木) 午前、午後を予定

6月15日(木) 午前、午後を予定

【進行協議の内容】

(1) 本日の進め方

証人尋問の前に陳述を行うこと、主尋問、反対尋問は各 60 分とし、主尋問の後に休憩を入れることなどを確認。

(2) 争点と主張予定の確認

① 地震・地盤の問題

【被告】原告準備書面(85)、(86)地盤の安定性について再反論、今日の原告準備書面(90)についてもできれば反論したい。

【裁判所】地震審査ガイド改定についての大阪高裁での動向は？

【被告】ガイドの改定に関する国の主張はまだなのでそれをふまえた主張ができない状況だ。大阪の次回の進行協議は 11 月 21 日。

原告準備書面(87)³⁾に対する反論は間に合うようであれば次回に行いたい。

【原告】今日の被告準備書面(67)に対しては、赤松先生の証人尋問で行うことになる。

② 火山問題について

【原告】被告準備書面(66)に対しての反論を次回に行う予定。

③ 避難計画について

【被告】被告の主張はひととおり終わった。今日の原告準備書面(90)は証拠説明的なもの。

のなので反論は行わない。

(3) 証人調べについて

【裁判所】次回 12 月 1 日は避難計画について平尾米原市長の証人調べを行う。尋問時間は主尋問 60 分、反対尋問 60 分。今日の菅野さんと同じ時間配分なので、13:15 から進行協議、14:30 から弁論とする。

10 月 3 日を陳述書の補充期限、書証は 3 週間前の 11 月 10 日までに提出すること。

その次は、放射性廃棄物について芝さんという意見がだされたが、詳細は次回の進行協議で議論するとされた。

(4) 裁判期日の設定について

今後の期日は、12 月 1 日午後、3 月 9 日午前、午後を予定、6 月 15 日午前午後を予定と確認。

原告側は、日程を詰めて設定してほしいと要望したが、関電側は通常通り 3 か月は間隔を開けてほしいとしたため上記の日程設定となった。

【提出書面概要と法廷での陳述】

³⁾ウクライナでの原発攻撃という事態をふまえてテロ対策・武力攻撃に関する主張を補充したものの。

(1)原告提出準備書面の概要

原告側は、準備書面(89)、(90)を提出。(89)は、5月31日の札幌地裁における泊原発の本裁判に関連する部分を紹介したもの。

同裁判の争点の一つに防災計画の適否があり、防災計画の不合理が安全性に欠けるとする判断の根拠となっている。当裁判で被告は「第5層の防護レベルの内容の不備それ自体が原告らの人権侵害の具体的危険性の存在を意味するものではない」と主張している。つまり、被告の考えは、避難計画の実効性がなくても、原発そのものの安全性が確保されていれば問題はないというものだが、札幌地裁判決はこの被告の考え方を否定し、原告と同じ判断を示したものである。

準備書面(90)は、基準地震動審査ガイドの改定に関する主張。

ガイドの改正点は、目的の改正と地震動のバラツキ条項の改正の2点。

目的の改正では、このガイドが基準地震動策定方法の例示に過ぎないとしてガイドの位置づけを弱めてしまっている。

バラツキ条項の問題は、バラツキを考慮しなければならないという条項を削除してしまった。この問題の例示として右表の内容が示された。

(2) 被告側提出の準備書面(67)の概要

原告準備書面(86)で指摘した各原発の地盤評価について原告の主張は根拠がないと反論したものです。

【菅野みずえさんの証言概要】⁴

(1)原告側主尋問

菅野さんは証言台で宣誓をしたあと、関口弁護士の尋問に対して以下のとおり証言しました。

バラツキ条項削除問題の例示的解説

(ア) 年齢不詳(15歳くらい。ただし、13歳から17歳くらいまで可能性がある。)、身長不明のA君の服を買うためにA君の身長を決めなければならない。服は、大きすぎるのは許容できるが、小さすぎては役に立たないので、可能性のある最大の身長を決めることになる。経験式によれば、15歳の男児の身長は、150cm～180cmの範囲でばらついており、平均は165cm、1標準偏差を上乗せすれば172cmである。17歳の男児の身長は155cm～185cmの範囲でばらついており、平均は170cm、1標準偏差をとれば177cmである。

(イ) 原子力規制委員会や被告の手法は、パラメータ(年齢)の不確かさ(認識論的不確かさ)を安全側に評価して、年齢を17歳であるとして、A君の身長をその平均である170cmと決めるというものである。これに対し、原告らは、パラメータ(年齢)を安全側に評価して年齢を17歳とした上で、(偶発的不確かさを考慮する趣旨で)平均値から少なくとも1標準偏差を上乗せし、少なくとも177cmとすべきと考える。

① 3.11 地震直後の状況—災害の情報—

電気が切れていたため、テレビやラジオは使えず固定電話も線が寸断されて使えなかった。唯一携帯(au)からとぎれとぎれに情報が入った。

入ってくる情報は津波のことばかりで、原発の爆発音が聞こえたときも全く原発の情報はなかった。

後で浪江町役場にも確認したが、原発の情報は役場にも入っていなかったと聞いた。でも爆発音があったので違和感を感じていた。

⁴ 陳述書はホームページで公開予定

② 浪江町津島（菅野さんの居住地）の状況

3月12日も津島にいた。学校、旅館をはじめ各お宅も親戚、知人でいっぱいになるなど避難できるスペースはすべて人でいっぱいになっていた。車も道路の両脇にとまっている状況。ガス欠もあり道路は渋滞していた。

私の家も親戚、友人など25人を受け入れていた。その中には子どももいた。

避難していた人たちは外出をするなど普通の生活をしていた。まだ雪が残っており、雪をなめたという子供もいた。

③ 白い防護服を着た人が「頼む逃げてくれ！」

12日の夕方、白い防護服を着て、風の谷のナウシカにでてくるような防護マスクをつけた人がハイエースのワゴン車の中から、「なんでこんなところにいるんだ！」「ここはあぶない！とにかく車の中には入れ！」「頼む逃げてくれ！」と何度も繰り返した。

ここ津島は浪江町の避難所になっているというとその人たちはびっくりしていた。

そのことを役場の支所に話をすると「どこの誰かわからない人の話で2万人という町民を動かすわけにはいかない。」と言われた。

④ 浪江町全町避難

13日には、菅野さん宅にいた人は全員避難した。15日から浪江町全町避難が始まった。

後で町長は、放射性プルームの影響の強い津島に避難させたことについて町民に対して謝罪した。

全町避難が始まった時は、もうこの家に帰れないと思った。

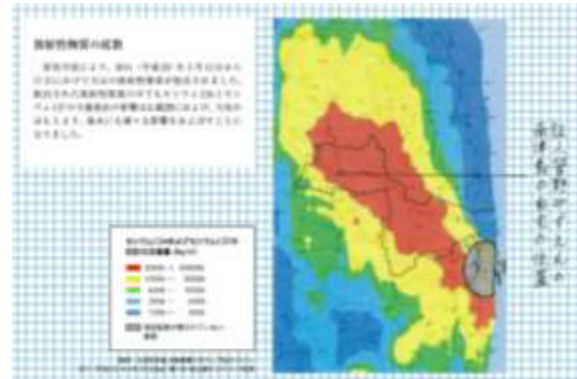
⑤ この世が終わるような14日の水素爆発

14日の爆発は、後でテレビでも聞いたがそれとはまったく違うこの世が終わるような大きな音だった。息子より遠くへ逃がすということを考えた。

⑥ 避難先の郡山でのスクリーニング

15日、避難先の郡山でスクリーニングを受けた。会場の体育館はすごい人で、順番待

ちの人が周囲をぐるりと囲んでおり3時間



菅野みずえさんの自宅の位置

待ってやっと順番がきた。

体育館の中は、胸を押さえている人、嘔吐している人がおり、その時その原因はわからなかったが、後から考えると放射能の影響だったかと思う。

私の検査では、手のひら、肩、頭のいずれにおいても10万cpmが上限である測定器の針が振り切れた。その時「また津島」という声が聞こえた。「また津島」といわれたのは5人以上いたと思う。

その時の対応は髪をあらうように言われたただけだった。

⑦ 甲状腺がんと被曝との関係

発症した時に、このスクリーニング時の記録について県に問い合わせたが、3月11日から8日分の記録がなくなっていた。

摘出した甲状腺についても検査はしてもらえなかった。

⑧ 原発事故で失ったもの

事故によって失ったものは、あるべき人生、普通の暮らし、普通の日常、なれるはずの自分だ。除染も行われているが、いったん除染がされても、雨や落ち葉により再度放射能レベルが上がるという状況だ。除染作業をした業者も、あくまで除染した時点の放射能レベルということを強調していた。

⑨ 裁判所に対する期待

福祉の仕事に従事していたので司法に対する信頼は持っていた。でも、納得いく説明

なしにどうしてこんな判決になるのかということも経験した。

私と同じ経験を福井や滋賀の人々に味あわせないために裁判所の役割を期待したい。

(2)被告側反対尋問

被告代理人弁護士は以下のような点について尋問しました。

- ①菅野さんの経歴について
- ②町が全町避難を決めたときのことについて
- ③白い防護服を着た人について
どのような立場の人か？についてはわからないと回答。
- ④事故直後、唇からの出欠や下痢の原因について
わからないと回答
- ⑤飼い犬のまっちゃんが死んだことについて
- ⑥甲状腺がんの発症数について
- ⑦2017年までに復興エリアとなっている自宅への帰還の意思について

除染状態した状態が継続するかどうかや年齢の問題などから帰るといふ決断はできないと回答。

(3)主尋問の補足

①除染は一回だけ？

モデル除染ということで2012年に一回行われた。

2回目は去年から今年にかけて行われた。建物の壁の高圧洗浄は2回目は行われませんが、地面は表層を剥いで山砂で覆砂。地面は一回目も二回目も行われた。

②数値は時間がたって上がることもあるのか？

山から流れ出したり、落ち葉がたまったりして除染後も数値があがってきても帰宅したら後は各戸の責任となり除染は行われな

い。

③ 甲状腺以外の悪性がんの人がいるか？

友人が白血病で亡くなった。自分のまわりでは3人が、さらに友人のまわり5人が亡くなっている。

④政府は福島原発事故の健康被害はないと言っているがどう思うか？

どうしてこんなに多くの方がガンでなく亡くなるのか。政府の話は納得できない。

(4)裁判所から

①除染が2回行われたということだが、一回目の除染が行われてから2回目までで数値があがることがあったのか？

数値が上がったところはあった。落ち葉がたまったりすると数値はあがる。

②事故後の3月12日は自宅にいたということについて

町が原発事故の情報を持っていなかったためそうってしまった。

【記者会見・報告集会と主な質疑】



記者会見の冒頭、井戸弁護団長が書面についての概要説明(p.2~p.3)を行ったあと今後の予定と見通しについて述べました。

次回は12月1日で証人尋問は平尾米原市長。ここまでは正式決定ですが、その次の来年3月9日は、核燃料サイクルの専門家の芝さん、6月15日は二人の地盤の専門家のうち芦田先生、そして最後に赤松先生ということになるのではないかと想定しています。そうすると来年中には証人尋問が終わり、判

決はその次の年になるのではないかというのが我々の予想です。

その後、証人尋問を終えた菅野さんと尋問を担当した関口弁護士が感想を述べ記者からの質疑応答を行いました。

【菅野みずえさんの感想】



今日は応援ありがとうございました。被告の反対尋問がどうなるかと心配していましたが、それほど意地悪な質問もなくほっとしています。

裁判所への期待を述べる場面では、ずっと裁判長を見てしゃべっていたのですが、ずっと下をむいておられたので、あらーっと思ったのですが、悪い人ではないよ、と言われて安心しています。左右の陪席はしっかり目を見ていただけていました。

最後に裁判所に言うことを忘れたことを言わせてもらいます。

それは、3.11 で自分たちは全く異なる人生を歩まざるを得なくなったということです。裁判所はそのことの重みを受け止めて、誰かにこうしたことを体験させることのないようにしてほしい、ということです。

今日はほんとうにありがとうございました。

【関口弁護士の感想】

私たちが準備してきた内容は概ね菅野さんに話していただきました。大きくいって3

点について証言してもらいました。

一つは、浪江町は国や東電から何の情報も得られない状況下で、マスコミからの情報により独自の判断をしていました。その結果、浪江町にいた人たちが被曝することになったという点です。

二つ目はスクリーニングの問題です。1300cpm を超えたら除染措置をするというのが当初の判断基準でしたが、この基準を超える人が続出したため、判断基準が 10 万 cpm に引き上げられました。菅野さんは測定器の針が振り切れたので、この基準以上の被曝をしているのですが、本来想定されていた除染措置は行われなままでした。そして、そのスクリーニング時の記録も残っていないのです。

三つめは、浪江町は復興の拠点として帰還がすすめられていますが、菅野さんの話にあったように、除染が行われるとその時点ではだいじょうぶでも、その後、雨がふったり、風が吹いたりして放射能レベルが上がっていくことが目に見えています。しかし、いったん帰還すると後は自己責任ということで何の補償もないという点です。

こうした点からの証言により原発事故被害の実態について裁判所に理解してもらうことを考えました。

【記者会見・報告集会での質疑応答】

主な質疑応答は以下のとおりです。

Q1. もともと浪江町は有事の際に連絡を受けるようになっていたが、実際には連絡はなかったということか？

A. 後に行われた住民説明会で、役場は全く説明を受けていなかったという報告があった。浪江町ではホームページで震災記録が詳細にまとめられている。その

⁵ [あの日から10年・・・浪江町震災・復興記録誌を発行しました | 浪江町ホームページ](#)

<http://town.namie.fukushima.jp>

中にもあるが、連絡協定はあったが報告はなかった。

なお、東電の事故報告には連絡したということが記載されている。

Q2.避難は困難であったということはどういう主張に結びついていくのか？

A. 避難計画や協定が緊急時にどれだけ実行できるかということだ。

Q3.菅野さんのお住まいは？

A. 住民票は浪江町においてあるが、兵庫県三木市で居住している。三木市とは全くつながりはない。浪江町での続きの暮らしができる場所として選んだ。

【田島弁護士の補足発言】

関口弁護士と一緒に菅野さんの尋問の担当をしている田島です。今日の尋問は1時間半を予定していましたが、裁判所から1時間にしてくれと言われ、「菅野みずえさんのお話」⁶という本を証拠として出すことにしました。裁判官は活字にした方が見てもらえると思います。

菅野さんのご自宅にも伺いました。福島からの続きの暮らしをやりたいが、なかなかうまくいかないということでした。それは、自然豊かなところで生きるということだが、社会の中で生きていくということが大切だということです。福島での生活はコミュニティの中での生活でした。原発事故の影響としてはコミュニティが崩壊したということです。今日の法廷ではそのことが十分語れませんでした。陳述書やこの本、今日の証言などを総合すると理解されると思いますが、時間的な制約からエピソードとして十分盛り込めなかったのは残念でした。

事故が起こったとき、ここの裁判官を含めてみんな汚染されるのです。裁判所がそのことを受け止めたのか、菅野さんの思いをどれ

だけ受け止めたか心配です。

【福島からの避難者青田さん】

避難してきてから11年。自宅を処分する決心をしました。ところが更地にしないと不動産業者は引き受けてくれない。家の撤去、処分のためには700万円はかかるがとてもそれだけの体力はありません。それで市に寄付を申し出たのですが、自分のような申し出が多いのか管理費ばかりがかかるので受け取らないと言われました。

子育てをはじめいろんな思い出が詰まったものが宙に浮いた状態になっています。強制的に追い出され、残したものは自己責任で処理しなければならぬというやるせない思いでいます。

菅野さんの話を聞いて私達よりもっとひどい目にあってきた人がたくさんいたのだということに改めて思い出しました。

今日はありがとうございました。

【菅野さんのコメント】

フラッシュバックさせてしまったという思いがします。世間から捨てられたというあの時の空気感を思い出すことがいちばんつらいです。アメリカ軍は80マイルまで避難指示をだしたとか、ドイツの会社は3親等までつれて逃げてこいと言っている、あなたはそこで何をしているの、というメールが入ってきていました。情報が入ってこないなかで捨てられたという思いがしました。私達一人一人が国富のはずなのに。とくに14日の爆発の後にはもうだめだと思いました。

原発事故で多くの日常性を失いました。今、暖かい人たちに囲まれた暮らしをしていますが、何かたりない。今ある暮らしを守るために闘うことは重要だと改めて思っています。そうした私達の経験を役にたててほしい。

6 「菅野みずえさんのお話」2021年3月アジ

ここ1週間は汚染水の放出、原発を増やしていくという政府の方向などを聞いて特にしんどかったです。

スケジュール的な見通しと最終盤にあつての弁護団の意気込みについて(井戸弁護団長)

スケジュール的な見通し先ほど述べましたが、来年6月までで平尾市長、芝さん、芦田先生までの3人の尋問は終わると思います。ここまでは一人一期日で済むと思うが、赤松先生は二期日が必要だと思います。

赤松先生の主尋問と反対尋問にどれだけの時間を空けるかについての裁判所の考えはまだわかりませんが、従来どおりとすると9月と12月となり、来年中には証人尋問は終わると考えています。

その後は最終準備書面に数か月、判決を書くのに半年として再来年中には判決が得られるのではないかと思います。

この裁判はいろんな争点について争ってきましたが、特徴的なのは、赤松先生、芦田先生のご協力をいただいて地盤の問題を大きな争点として取り組んできたという点で

す。

これを争点としているのは、京都もありますが、進行状況から考えると大津が最初の判決となるでしょう。

地盤の専門家の協力を得ているところはあまりなく、専門家の力を借りると、いろいろな加減なところがたくさん見えてきました。理論的には勝っているし、勝てる裁判だと思っています。最終的にどうやって勝ちに結び付けていくかが課題ですが、中身が専門的でわかりにくい、という点をわかりやすく説明して裁判官にもわかってもらえるようにしていきたいと思っています。

政治的には再稼働の推進、新設、さらには60年という稼働期限をさらに延長という、福島事故などなかったかのような政策展開が行われようとしています。これにストップをかけるのは司法の力です。その司法を動かすのは広範な世論の力ですが、それをベースにしながら、最前線で取組んでいる弁護団として、原発廃止という正しい方向に引き戻す判決を勝ち取っていくために頑張りたいと思います。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

今後の大津地裁での原発裁判の予定

12月1日(木) 14:30から

避難計画について平尾米原市長の証人尋問(主尋問60分、反対尋問60分)

17:00~記者会見・報告集会

3月9日(木) 午前、午後の一日を予定

詳細は12月1日に行われる進行協議で決まる見込みですが、証人尋問は放射性廃棄物の処理処分問題で原子力資料調査室の芝くにお氏となる見込みです。

6月15日(木) 午前、午後の一日を予定

詳細は3月9日に行われる進行協議で決まる見込みですが、証人尋問は地盤の三次元探査の必要性について芦田京大名誉教授となる見込みです。

9月以降の日程は決まっていますが、赤松先生の尋問が二期日にわたって行われる見込みです。